

## 中国における訴訟（勝訴）のお知らせ

2020年9月30日  
シーピー化成株式会社

シーピー化成株式会社（以下「当社」）は、当社の柄デザインを違法コピーして食品包装用容器を製造・販売する汕頭市三馬塑膠製品有限公司（以下、「三馬社」）及び同社の代理店の上海市徐匯区華峰包装經營部（以下、「華峰社」）を被告として、著作権侵害訴訟（以（2019）滬0104民初7896号（以下、「本件訴訟」）を提起（中国上海市徐匯区人民法院）し、9月27日に勝訴判決がありましたので、お知らせいたします。

本件訴訟は、当社製品の柄デザインを違法コピーした侵害製品の製造・販売中止、ならびに損害賠償を求めるものです。

### 1. 本件訴訟の判決について

当社の柄デザイン「春陽」を含む計5種類の柄デザインを侵害した三馬社及び華峰社に対する判決  
※以下はそれらの柄デザインのうち「春陽」に対する一例となります。

当社製品 ※一例	侵害製品 ※一例
	
SF 華皿 「春陽」	Kw-0008（三馬）

判決：(2019) 滬 0104 民初 7896 号 中国上海市徐匯区人民法院

- ・三馬社及び華峰社による著作権侵害を認定する。
- ・権利侵害による損害賠償、権利行使のための訴訟費用等合計26万人民元を賠償せよ。

### 2. 今後について

当社の製品に付された柄デザインを違法コピーするなど、国内外問わず著作権等の知的財産権の侵害行為に対しては、その侵害製品の根絶に向けて厳正に対処していく所存です。

それら侵害製品を販売する者に対しては、引き続き訴訟を含めて検討してまいります。

以上